

東北地方太平洋沖地震および長野県北部地震にかかる共済金のお支払い

全国中小企業共済協同組合連合会

1. 組合元受共済

(1) 生命傷害共済

① 地震または津波により死亡・入院・通院した場合

(保障額 100 万円の場合、ウを除く)

共済契約の種類		天災危険担保特約*	天災危険担保特約*	
		無	有	
		死亡した場合	死亡した場合	入院・通院した場合 (日額)
ア	生命傷害共済	100 万円	200 万円	入院：1,200 円
				通院：600 円
イ	生命傷害共済新特約	100 万円	200 万円	入院：1,500 円
				通院：—
ウ	生命傷害共済セット 特約Ⅰ型(60歳未満)	400 万円	800 万円	入院：4,500 円
				通院：—
エ	生命傷害共済セット 特約Ⅱ(生傷)	100 万円	200 万円	入院：1,500 円
				通院：—
オ	生命傷害共済セット 特約Ⅲ	100 万円	—	—
カ	新生命共済	100 万円	—	—
キ	生命共済	100 万円	—	—
ク	傷害共済	—	100 万円	入院：1,200 円
				通院：600 円
ケ	生命傷害共済セット 特約Ⅱ(傷害)	—	100 万円	入院：1,500 円
				通院：—

※天災危険担保特約〔てんさいきけんたんぼとくやく〕

天災危険担保特約とは、地震、噴火または津波、ならびに地震等に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故による死亡もしくは入院や通院を補償する特約です。

② 前記①以外の所定の原因により死亡・入院・通院した場合

(保障額 100 万円の場合、ウおよびサを除く)

共済契約の種類		主契約		特約	
		死亡した場合	傷害 ^{*1} により死亡した場合	交通事故 ^{*2} または災害 ^{*3} により死亡した場合 (上:交通事故 下:災害)	傷害 ^{*1} により入院・通院した場合 (日額)
ア	生命傷害共済	100 万円	200 万円	300 万円	入院：1,200 円
				300 万円	通院：600 円
イ	生命傷害共済 新特約	100 万円	200 万円	—	入院：1,500 円
				—	通院：—
ウ	生命傷害共済 セット特約(I型) (60歳未満)	400 万円	800 万円	1,000 万円	交通事故入院：6,000 円
				—	傷害入院：4,500 円 通院：—
エ	生命傷害共済 セット特約II(生傷)	100 万円	200 万円	300 万円	入院：1,500 円
				—	通院：—
オ	生命傷害共済 セット特約III	100 万円	300 万円	500 万円	入院：8,000 円
				—	通院：4,000 円
カ	新生命共済	100 万円	200 万円	—	入院：500 円(1 口あたり)
				—	通院：—
キ	生命共済	100 万円	100 万円	—	—

共済契約の種類		主契約		特約	
		傷害 ^{*1} により死亡した場合	交通事故 ^{*2} または災害 ^{*3} により死亡した場合 (上:交通事故 下:災害)	傷害 ^{*1} により入院・通院した場合 (日額)	
ク	傷害共済	100 万円	200 万円	入院：1,200 円	
			200 万円	通院：600 円	
ケ	生命傷害共済 セット特約II(傷害)	100 万円	200 万円	入院：1,500 円	
			—	通院：—	
コ	新傷害共済	100 万円	—	—	
サ	大型傷害共済	2,000 万円	2,500 万円	入院：4,000 円	
			—	通院：2,000 円	

※1 「傷害」

急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みますが、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状は含みません。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、この傷害には含みません。

※2 「交通事故」

「交通事故」とは次の（1）から（3）までの事故をいいます。

- （1）運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- （2）運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- （3）道路通行中の被共済者が、次の①から④までに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
 - ①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
 - ②崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ③火災または破裂・爆発
 - ④作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等

※3 「災害」

「災害」とは次の（1）から（4）までの事故をいいます。

- （1）「交通事故」
- （2）建物の外壁の崩落または建物の火災。ただし、崩落または火災の発生時に、被共済者が、その建物内にいた場合に限ります。
- （3）台風竜巻
- （4）落雷

（2）所得補償共済

地震または津波により身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合

共済契約の種類	共済金の支払	備考
所得補償共済	お支払い いたします	就業不能期間・7日免責

(3) その他の共済

自動車事故費用共済、休業補償共済及び中小企業者総合賠償責任共済については、地震または津波を原因とする事故は、共済金をお支払いできません。

なお、地震または津波以外を原因とする所定の事故は、共済金をお支払いいたします。

※上記(1)から(3)までの共済種目につきましては、基本的な補償(保障)内容例に基づき記載しております。したがって、ご加入された個別の共済契約の補償(保障)内容と相違する場合がございます。

個別の共済契約の補償(保障)内容につきましては、各都道府県組合までお問い合わせください。

【都道府県組合の連絡先】 http://www.nikkaren.or.jp/consultation/pdf/consul_list.pdf

2. 連合会元受共済

① 地震または津波を原因とする事故により死亡・入院・通院した場合

共済契約の種類	共済金の 支払	備考
労働災害補償共済	お支払い できません	
医療総合保障共済	お支払い できません	
傷害総合保障共済	お支払い できません	
交通事故傷害共済	お支払い できません	
自動車共済	お支払い できません	


② 上記①以外の原因による所定の事故により死亡・入院・通院した場合

共済契約の種類	共済金の 支払	備考
労働災害補償共済	お支払い いたします	
医療総合保障共済	お支払い いたします	
傷害総合保障共済	お支払い いたします	
交通事故傷害共済	お支払い いたします	
自動車共済	お支払い いたします	

※個別の共済契約の補償（保障）内容につきましては、当連合会までお問い合わせください。

〈 本件に関するお問い合わせ先 〉

当連合会フリーダイヤル

 **0120-511077**（受付時間：平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

※ 携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

以 上